

鎌ヶ谷市 事務事業評価表（簡易評価表）

NO	会計	款	項	目	施策	事務事業名	担当課	主要 施策 対象	うち多 額の 経費 対象	①事務事業の概要 ②課題（目的に対する現状など）	26年度決 算額[千 円]	27年度決 算額[千 円]	総合評価	①評価の理由 ②平成28年度に取組む改革・改善内容	28年度予 算額[千 円]
1	一般	2	3	1	221良好な住宅の整備	住居表示事務に要する経費	市民課			①建物等新築届及び住居番号の変更等の届出に基づき、住居表示を付番し、住居表示台帳図を作成、閲覧に供する。 ②正確な事務処理を行い、利用者の利便を図る。	163	115	6精査・検証	①法律に基づき行う事務であることから、より正確な事務を精査・検証する必要がある。 ②これまでの事務水準は維持しつつ、事務処理の正確性と迅速性を向上させる。	116
2	一般	8	1	2	221良好な住宅の整備	建築指導に要する経費	建築住宅課	○		①建築基準法、建設リサイクル法、省エネルギー法、低炭素法等に基づく各種申請の審査、検査、指導、相談及び建築物全般に関する相談 ②検査済証交付率の向上と相隣トラブルの対応	1,634	5,054	6精査・検証	①法律に基づく業務であるが、窓口業務の対応方法など検討が必要。 ②前年度に比べ平成27年度はパトロール件数が減少したため、建基法及び建り法のパトロール件数を向上させる。	1,740
3	一般	8	1	3	221良好な住宅の整備	施設建設監理に要する経費	建築住宅課営繕室	○		①他課から依頼を受けて行う営繕業務 ②施設の老朽化が進み、修繕の相談が増えている。	194	203	6精査・検証	①市民サービスの向上を図るためには適正な維持修繕が必要。 ②施設改修の依頼事業が多く、また、その他にも修繕内容についての相談も多いことから、関係部局との事前の協議・調整を行うとともに、現場施工の不良がないよう適切な監理を行っていく。	235
4	一般	8	5	1	221良好な住宅の整備	市営住宅の管理運営に要する経費	建築住宅課	○		①市営住宅の施設等の適切な維持管理及び適切な入居者管理を行う。 ②家賃滞納者については、きめ細やかな対応が必要。また、入居者の高齢化が進み、今までの管理手法では支障が出始めている。	11,318	13,222	5改善	①国は公営住宅を住宅セーフティネットとして位置付けしており、徴収方法の見直しも含め改善の検討を継続する必要がある。 ②引き続き家賃納入について管理システムを利用した口座振替への誘導を頻繁に行うとともに、滞納者については職員が直接きめ細やかな対応をする等、徴収率のさらなる向上を目指す。	12,867
5	一般	8	5	1	221良好な住宅の整備	市営住宅長寿命化事業	建築住宅課	○	○	①市営住宅の耐久性の向上、躯体の経年劣化の軽減等を図り、市営住宅の長寿命化を図る。 ②入居しながらの工事となるため施工に困難を伴う。	4,045	4,936	6精査・検証	①長寿命化計画では、27年度に長谷津市営住宅E棟の内装改修工事を行う計画であったが実施していない。当該計画とのズレが生じているので今後精査検証していく必要がある。 ②市営住宅長寿命化計画に基づき事業を実施し、必要があれば計画の見直しを行う。	0
6	一般	8	5	2	221良好な住宅の整備	空き家等の適正管理に要する経費	建築住宅課			①空家等の管理不全な状態を是正するために必要な資金を100万円を限度に空きや所有者に貸し付ける。 ②空家が社会問題化している中、経済的理由で管理不全な状態の空家が放置されることを防ぐ必要がある。	0	0	6精査・検証	①空家が社会問題化している中、経済的理由で管理不全な状態の空家が放置されることを防ぐ必要がある。 ②引き続き、管理不全な空家状態を是正するために必要な資金を100万円を限度に空家所有者に貸し付ける。	1,065